

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 3月27日(月)

## 今週のことば

### 空き家税（法定外税）

京都市が全国で初めて空き家などの所有者に課す自治体独自の法定外税を新設し令和8年以降に導入予定。空き家は全国的な課題のため他の自治体に広がるか注目。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/27(月) 先勝	文化庁が京都移転
28(火) 友引	
29(水) 先負	
30(木) 仏滅	プロ野球・パリーグ開幕、米大リーグ開幕
31(金) 大安	1月決算法人の確定申告ほか、セリーグ開幕
4/ 1(土) 赤口	こども家庭庁発足
2(日) 先勝	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/20(月)	26,946 ▼388	131.04 △1.97
21(火)	春分の日	
22(水)	27,467 △521	132.59 ▼1.55
23(木)	27,420 ▼47	130.90 △1.69
24(金)	27,385 ▼35	130.25 △0.65

## 本年4月から変わる主な制度等(税制以外)

◎土地利用等に関する民法の改正……①財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度等の創設など）、②共有制度の見直し（共有物の軽微な変更は持分の過半数で決定できるなど）、③相隣関係の見直し（一定の場合に越境された枝を自ら切除できるなど）、④遺産分割の見直し（相続開始から10年経過後の遺産分割は原則、具体的相続分ではなく法定相続分によって画一的に行う）が実施されます。

◎相続土地国庫帰属制度の創設（※4月27日施行）……相続等によって土地の所有権を取得した相続人が法務大臣（法務局）に申請して承認を受けることで、土地（建物がある、土壌汚染があるなどは不可）を国に引き取ってもらえる制度が施行されます。

◎労働基準法の改正……①中小企業も月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引上げ、②賃金のデジタル払い（指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払い）が可能になります。

◎金融機関の監督指針の改正……民間金融機関は融資において経営者等と個人保証を締結する場合に、保証契約の必要性などを個別具体的に説明し、記録することが求められます。

◎道路交通法の改正……①自動運転レベル4に相当する特定自動運行の許可制度の創設、②遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）を走行させる場合の届出制度の創設、③全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化が実施されます。

◎その他……\*従業員1千人超の企業に男性の育児休業取得率等の公表義務付け、\*雇用保険料率の引上げ、\*出産育児一時金の引上げ、\*老齢年金の繰下げ制度の一部見直し、\*こども家庭庁の発足など。

■この記事の詳細は、情報BOX201512

## インボイスの発行に必要な登録番号

本年10月1日から消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度が施行されます。

令和5年度税制改正により、施行日からインボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者が本年4月以後に登録申請書を提出する場合でも、9月末までの申請は施行日が登録開始日となりますが、インボイスの発行に必要な登録番号が記載された登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、早めに申請する必要があります。

なお、登録番号は「T（ローマ字）+数字13桁」となり、法人の場合は「T+法人番号」ですが、個人事業者等はマイナンバーを用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号になります。

## 持続化補助金のインボイス特例が開始

小規模事業者を対象に、策定した経営計画に基づく販路開拓等の取り組みを支援する「小規模事業者持続化補助金」について、第12回公募の申請受付が開始されています。

今回から「インボイス特例」が創設されており、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に、全ての申請枠で補助上限が50万円上乗せとなります。これにより特例対象者は、通常枠が最大100万円、賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠が最大250万円となります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和5年4月から変わる主な制度等（税制以外）

## ◆民法の改正

土地利用などに関する民法の改正により、次のような見直しが行われます。

- ①財産管理制度の見直し（所有者不明土地・建物や管理不全土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて、その土地・建物の管理を行う管理人を選任する制度の創設など）
- ②共有の見直し（\*共有物の軽微な変更は持分の過半数で決定できる、\*所在等不明共有者がいる場合でも裁判所の決定を得て、他の共有者の同意で共有物の変更や管理事項を決定できるなど）
- ③相隣関係の見直し（\*隣地使用が認められる目的が拡充され、必要な範囲内で隣地を使用できる旨を明確化、\*越境した竹木の枝について、催促しても枝が切除されない場合や竹木の所有者や所在が不明な場合に自らその枝を切り取ることができるなど）
- ④遺産分割の見直し（相続開始から10年経過後にする遺産分割は生前贈与や療養看護等の寄与など個別の事情を考慮した具体的相続分ではなく、原則として法定相続分によって画一的に行う）

## ◆相続土地国庫帰属制度の創設（本年4月27日施行）

・相続や遺贈により土地の所有権を取得した相続人が法務大臣（法務局）に申請し承認を受けることで、相続等した土地を国に引き取ってもらえる制度が4月27日から施行されます。

・法令で定められている帰属ができない土地（\*建物がある、\*土壌汚染がある、\*危険な崖がある、\*他人によって使用されるなど）に該当しない場合に承認を受けることができ、施行前の相続等により取得した土地も対象になります。

・帰属の承認を受けた場合、土地の区分（宅地、田・畑、森林、その他）に応じた負担金の納付が必要となり、原則20万円です（一部の市街地の宅地、一部の市街地・農用地区域等の田・畑、森林は面積に応じた算定が必要）。

## ◆労働基準法の改正

- ①法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える時間外労働について、中小企業も月60時間を超える時間外労働に対して割増賃金率が50%以上（現行25%以上）に引き上げられます。なお、引き上げ分（25%）の割増賃金に代えて有給の休暇（代替休暇）を付与することもできます。
- ②賃金の支払方法として、労働者の同意を得た場合に厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（〇〇Payなど）の口座への賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）が可能になります。

## ◆金融機関の監督指針の改正

民間金融機関は融資において経営者等と個人保証契約を締結する場合に「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」を個別具体的に説明し、その結果等を記録することが求められます。

## ◆道路交通法の改正

- ①自動運転レベル4（特定条件下での完全な自動運転）に相当する特定自動運行の許可制度が創設され、許可を受けた者の遵守事項や交通事故があった場合の措置等について定められました。
- ②遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）を公道で走行させる場合の届出制度が創設され、歩行者と同様の交通ルールが適用されます。
- ③全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となります。

## ◆育児・介護休業法の改正

従業員1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます。

## ◆雇用保険料率引上げ

令和5年度の雇用保険料率は0.2%（事業主・労働者ともに0.1%ずつ）の引上げとなり、一般の事業の場合は1.55%（事業主0.95%、労働者0.6%）となります。

## ◆出産育児一時金の引上げ

加入している健康保険を通じて支給される出産育児一時金について、1児につき50万円（現行42万円）に上げます。

## ◆老齢年金の繰下げ制度の一部改正

70歳到達後に老齢年金の繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができる「特例的な繰下げみなし増額制度」を開始します。